

社会福祉法人大河原町社会福祉協議会 福祉用具貸出事業実施要綱

(目 的)

第1条 福祉用具貸出事業（以下「事業」という。）は、社会福祉法人大河原町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が所有する介護用ベッド等の福祉用具（以下「用具」という。）を貸出すことにより、在宅の寝たきり高齢者及び介護が必要な方並びに身体障害者等の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(貸出する用具並びにその対象者)

第2条 貸出する用具並びに貸出しの対象者（以下「対象者」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(申請者と責務)

第3条 用具を借受けようとする者は、対象者並びに対象者の親族若しくは地域のボランティア関係者など対象者の介護や支援を行っている者（以下「申請者」という。）とする。

2 申請者は、用具を借受けようとする場合、福祉用品貸出申請書(様式第1号)を提出する。また、次の条に定める、福祉用品借受書を提出し、使用料金を負担し、借受けた用具を適正に管理する責を負う。

(用具の貸出及び使用料)

第4条 社協では、前条により用具貸出の申請を受けたとき申請要件等を確認し貸出しを決定する。この決定を受けたとき、申請者は福祉用品借受書(様式第2号)を提出しなければならない。

2 用具の使用料は別表の通りとし、1月に満たない期間分についても、1月分の金額（月額）とする。

3 使用料は、その後毎年6月末日を持って清算した金額を支払わなければならない。ただし、貸出しの際に1月分は前払いで支払うものとする。

(用具の管理)

第5条 申請者は、対象者の障害の回復、対象者の都合等で貸出された用具が

不用になった場合並びに貸出の目的又は次の各号に反した時は、すみやかに返還しなければならない。

- (1) 当該用具の使用目的に反して使用したとき。
 - (2) 当該用具を棄損、滅失したとき。直ちに社協にその状況を報告し指示に従うこと。
- 2 用具の貸出し期間中においては、用具のいかなる不具合や故障などにより生じたけがや事故、またはこれらに起因する補償等に関し、社協はその責任を負わないものとする。

(福祉用具の運搬)

第6条 用具の運搬は、原則として申請者が行うものとする。

(貸出台帳の整備)

第7条 社協では、用具の貸出状況を明確にするため「福祉用具台帳」を整備しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 日常生活用具貸与事業実施要綱(昭和60年5月28日施行)は廃止する。
- 3 この要綱は、令和4年4月19日から施行する。
- 4 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。